

病床を設置しようとする診療所の概要

◎医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所医療を担う診療所

開設者	ねづか たけし 根塚 武
名称	根塚整形外科・スポーツクリニック
所在地	富山市田刈屋428-1
診療科目	整形外科、リハビリテーション科
病床数	一般病床10床（回復期病床）
主な構造設備	診察室、処置室、リハビリテーション室、レントゲン撮影室（X線、骨密度）、MRI撮像室、病室7、手術室、手術準備室（滅菌、洗浄など）
常勤医師数	1名（ねづか たけし 根塚 武）
医師の専門性資格	日本整形外科学会専門医、日本スポーツ協会スポーツドクター、日本臨床スポーツ医学会代議員
開設年月日	平成27年9月4日

※医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所医療を担う診療所の基準

次のいずれかの機能を有する診療所であること。

- ① 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
- ② 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
- ③ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- ④ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）
- ⑤ 当該診療所内において看取りを行う機能
- ⑥ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
- ⑦ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

※医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所医療を担う診療所の基準への該当性

項目
<p>1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</p> <p>2019年4月1日から2020年3月31日まで）の訪問診療の実施件数 <u>1件</u></p>
<p>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 <u>あり</u></p>
<p>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</p> <p>2019年4月1日から2020年3月31日までの全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）の実施件数（分娩において実施する場合を除く。） <u>176人</u></p>